

第18回長岡京市空き家等対策協議会 議事録要旨

日 時:令和8年5月20日(水)

午前10時~11時30分

場 所:長岡京市役所 会議室202

1. 開会

- 開会、協議会の成立、傍聴者の報告(以上事務局より)

2. 議事

1) 令和7年度の空き家対策について(報告)

- 事務局より説明後、協議に入る。

【協議内容】

(委員)

空き家の苦情において、多くが単年で改善しているのは印象的であるが、継続している案件の程度や状況、継続している要因が問題になっていないか。

(事務局)

具体的な事例は用意できていないが、状況がひどいものや所有者の対応が難しい案件は多い状況であるため、今後必要に応じて協議会にて相談させていただきたい。

(委員)

相談や苦情がない空き家を表面化させるため、市の相談会やプラットフォームの事業者の参画を促す取り組みをされている自治体もある。現時点では長岡京市は空き家の件数が少ないため、その間に体制を整備されたい。

(会長)

特定空き家や管理不全空き家に該当しそうなものはあるか。

(委員)

今後、状態が悪化すれば認定の検討が必要な物件は存在する。その中でも、所有者が相談に応じられている物件もあるため、慎重に取り扱っている。また、計画改訂の際に行った現地調査では、特に危険なものはなかった。

(委員)

苦情の件数は担当が実際に相談を受けた件数か。

(事務局)

資料の33件は相談を受け、空き家として認定できた件数となる。それ以外の案件で、使用されている形跡が確認できたものもあり、そのような案件は空き家に認定できないことから、法律の対象外となる。そのため、他部署と連携しアプローチできるよう内部

調整している。

(委員)

何ができて、何ができないのか。また、近隣住民に何かできることがあるか教えていただきたい。

(事務局)

木が伸びて道路に越境している状況であれば、前面道路の管理者によっても対応が変わる。市の管理する道路であれば、市の道路管理者から指導可能。状況によっては、影響を受ける各施設の管理者が対応を取ることも可能。

現地の調査が必要となるのでまずは市に相談いただき、内部で情報共有の上、対応させていただく。

(委員)

草木関係であれば、民法改正により一定の要件を満たせば越境した枝が切れるようになったが、活用事例はあるか。

また、昨年度のアンケート調査で施策の知名度が低かったが、周知をどのように図っていくイメージを持っているか。

(事務局)

今のところ活用事例はない。今後は必要に応じて顧問弁護士等と相談の上、検討したい。

周知に関しては、高齢者を対象とした団体に対するチラシ配布や、売却等を希望されている空き家所有者に対し聞き取りを行い、その際に制度の周知を図りたい。また、LINE等の媒体を使用した周知も検討している。

(委員)

高齢者を対象とした団体に対するチラシ配布をどのようにされるか教えていただきたい。

(事務局)

具体的には未定である。各団体の負担が大きくならないよう、手法を検討し、協議の上進めたいと考えている。

(委員)

苦情と相談の件数を併せて記載している意図をお教えいただきたい。

相談者の方にどこで制度を知られたかヒアリングできれば、活用につながるのではないか。また、苦情の是正時期を踏み込んで分析すれば、次の施策につながるのではないか。

(事務局)

本市を取り巻く現状を一目で把握いただくため、併せて記載している。ヒアリングについては、可能であれば行いたい。苦情の是正時期については、傾向を分析し今後の対策を検討したい。

(委員)

アンケートの聞き取り対象者については、どの程度情報を把握できているか。

(事務局)

アンケートの聞き取り対象者については、売却・賃貸を希望されている方として 50 名程度と把握しており、連絡先を把握している方も多い。それらの方に制度説明含めてヒアリングを行いたいと考えている。

3. 閉会